

第1節 計画の目的及び性格

第1項 目的

山口県における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である市町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく山口県地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第2項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第3項 市町 — 水防管理団体（法第3条）

市町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という。（法第2条）

2 指定水防管理団体

都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。（法第4条）

◇参照 水防管理団体一覧表 付表1

3 洪水浸水想定区域の指定があった市町

洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、洪水浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法を定めるものとする。

また、住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。（法第15条）

◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表2 8